

検査基本指針

旧	新
<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の使命 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(次の「2. 検査対象先」に掲げる者。)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。)へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。</p> <p>2. 検査対象先</p> <p>(1) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)</p> <p>(2) 取引所取引許可業者(金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)</p> <p>(3) 特例業務届出者(金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(4) 金融商品仲介業者(金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項)</p> <p>(5) 認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項)</p> <p>(6) 認定金融商品取引業協会(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」。金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項)</p> <p>(7) 投資者保護基金(金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(8) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(9) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金融商品取引法第 106 条の</p>	

旧	新
<p>6、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(10) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(11) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(12) 金融商品取引所持株会社(金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(13) 金融商品取引所(金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)</p> <p>(14) 自主規制法人(金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)</p> <p>(15) 外国金融商品取引所(金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項)</p> <p>(16) 金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(17) 証券金融会社(金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)</p> <p>(18) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)</p> <p>(19) 投資法人の設立企画人等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)</p> <p>(20) 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)</p> <p>(21) 投資法人の資産保管会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)</p> <p>(22) 投資法人の執行役員等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)</p> <p>(23) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)</p> <p>(24) 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)</p> <p>(25) 特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条(第 217 条第 1 項)、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)</p>	

旧	新
<p>(26) 保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項)</p> <p>(27) 振替機関(社債等の振替に関する法律第20条第1項、第136条第2項)</p> <p>(28) <u>登録機関(社債等登録法第10条、第9条第3項)</u></p> <p>(29) その他、上記(1)から(28)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者 なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。</p> <p>イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第1号)</p> <p>ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第2号)</p> <p>ハ. 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第7項(附則第5条により読替え))</p> <p>(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。<u>犯罪収益移転防止法施行前においては、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」の各該当条文に読み替える。</u></p> <p>3. 検査官の心構え</p> <p>(1) 目的の認識 検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</p> <p>(2) 効率的な遂行 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に</p>	<p>(削除)</p> <p>(28) その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者 なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。</p> <p>(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。</p>

旧	新
<p>基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</p> <p>(3) 信用保持 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 実態の把握 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</p> <p>(5) 自己研さん 検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。</p> <p>4. 関係部局との連携等</p> <p>証券監視委は、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。</p> <p>なお、金融庁検査局又は監督局(財務局等にあつては理財部又は財務部)等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>5. 自主規制機関との情報交換等</p> <p>(1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検</p>	

旧	新
<p>査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>Ⅱ 検査実施の手続等</p> <p>1. 検査の基本方針及び基本計画の策定</p> <p>証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。</p> <p>2. 検査の種類</p> <p>検査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般検査 検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。</p> <p>(2) 特別検査 検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。</p> <p>3. 検査の方式</p> <p>検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。</p> <p>4. 検査予告</p> <p>証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。</p>	

旧	新
<p>5. 検査基準日</p> <p>検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前日とする。</p> <p>6. 検査実施の留意事項</p> <p>(1) 検査命令書等の提示及び説明事項 主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検査の権限及び目的 ② 検査への協力依頼 ③ 検査モニターの概要 ④ 意見申出制度の概要 ⑤ その他必要な事項 <p>(2) 検査対象先の就業時間への配慮 主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。 検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。</p> <p>(3) 効率的かつ効果的な検査の実施 主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。 また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。</p> <p>(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い 検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、</p>	

旧	新
<p>「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。</p> <p>なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。</p> <p>(5) ヒアリングの実施 検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。</p> <p>なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。</p> <p>(6) 事実及び経緯の記録 検査官は、帳簿その他の証書類を<u>実際に調査・検討することにより</u>問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、<u>検査対象先責任者等から</u>事実関係の確認を得るものとする。</p> <p>なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、<u>検査対象先の認識について</u>記載を求めるものとする。</p> <p>(7) 業務運営等の基本的問題の把握 検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。</p> <p>(8) 問題発生時の対応 主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査</p>	<p>(6) 事実及び経緯の記録</p> <p>① 検査官は、<u>ヒアリングや帳簿その他の証書類の調査・検討を行うことにより</u>問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、<u>検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により</u>、事実関係の確認を得るものとする。</p> <p>② 主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、<u>検査対象先の認識について</u>記載を求めるものとする。</p>

旧	新
<p>の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>7. 検査資料の徴求</p> <p>(1) 既存資料の有効利用 検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。 検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があつた場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。</p> <p>(2) 資料徴求の迅速化 検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。 検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。 主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。</p> <p>(3) 資料の返却等 検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があつた場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。</p> <p>8. 検査モニター</p>	

旧	新
<p>検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明 主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。</p> <p>(2) 検査モニターの概要 検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。</p> <p>① 意見聴取 イ. 実施者 実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長(以下「総務課長」という。)又は総務課長が指名する者とする。 財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。</p> <p>ロ. 実施方法 実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。</p> <p>② 意見受付 イ. 意見提出方法 電子メール又は郵送による。</p> <p>ロ. 提出先 提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。</p> <p>ハ. 受付期間 臨店検査開始日から検査終了日(検査結果通知書交付日)の1月後(検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日)までとする。</p> <p>③ 処理</p>	

旧	新
<p>検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。</p> <p>9. 講評等</p> <p>① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。</p> <p>② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。</p> <p>なお、証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。</p> <p>(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。</p> <p>イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況(以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合はその旨)を伝達する。</p> <p>ロ. 上記イ.のうち、意見相違となっている事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。</p> <p>③ 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。</p> <p>④ 講評の際の出席者</p> <p>イ. 当局 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。</p> <p>ロ. 検査対象先 検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。</p> <p>⑤ 講評方法 講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。</p>	

旧	新
<p>10. 意見申出制度</p> <p>意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明 主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。</p> <p>(2) 意見申出制度の概要</p> <p>① 意見申出書の提出等</p> <p>イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者(検査対象先の代表者)の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。</p> <p>ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。</p> <p>ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。</p> <p>ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。</p> <p>ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。</p> <p>② 審理手続等</p> <p>イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が</p>	<p>① 意見申出書の提出等</p> <p>イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者(検査対象先の代表者)の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。 <u>また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。</u></p>

旧	新
<p>作成した審理結果(案)に基づいて証券監視委において審理を行う。</p> <p>ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。</p> <p>③ 審理結果の回答方法 審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。</p> <p>11. 検査結果の通知</p> <p>検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあつては財務局長等説明後速やかに)証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。</p> <p>12. 検査結果等の公表</p> <p>(1) 検査結果の公表 証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。</p> <p>イ. 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。</p> <p>ロ. 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。</p> <p>ハ. 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。</p> <p>なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。</p> <p>(2) 検査対象先の公表 法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る</p>	

旧	新
<p>情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中(予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間)、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。</p> <p>Ⅲ 施行日</p> <p>本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。</p> <p>(改正) 本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。</p> <p>(改正) 本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。</p>	<p>Ⅲ 施行日</p> <p>本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。</p> <p>(改正) 本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。</p> <p>(改正) 本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。</p> <p><u>(改正)</u> <u>本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。</u></p>